

官報

号外 昭和三十四年十二月二日

○第三十三回 参議院會議録第十三号

昭和三十四年十二月二日(水曜日)午前
十時三十九分開議

議事日程 第十二号

昭和三十四年十二月二日
午前十時開議

- 第一 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十一月三十日議長において、左の
常任委員の辞任を許可した。

- 外務委員 東 隆君
 - 文教委員 會 柁 益君
 - 通信委員 須藤 五郎君
 - 建設委員 野坂 参三君
 - 議院運営委員 江藤 智君
 - 同 松村 秀逸君
 - 同 鈴木 恭一君
- 同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。
- 外務委員 會 柁 益君
 - 文教委員 東 隆君
 - 通信委員 野坂 参三君
 - 建設委員 須藤 五郎君
 - 議院運営委員 鹿島 俊雄君

同日議長において、左の特別委員の辞
任を許可した。

風水害対策特別委員 勝保 登君
同日議長において、特別委員の補欠を
左の通り指名した。

風水害対策特別委員 小林 武治君
同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを内閣委員会に付託した。

部落問題審議会設置法案(八木一男
君外二十四名提出)

同日修正議決した左の議案は、即日こ
れを衆議院に送付した。

酒税の保全及び酒類業組合等に関す
る法律の一部を改正する法律案(第
三十一回国会内閣提出、衆議院送
付、本院継続審査)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十四年九月の暴風雨により塩
害を受けた農地の除塩事業の助成に
関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の豪雨、
同年八月及び九月の暴風雨又は同年
九月の降ひよによる被害農家に対
する米穀の充渡の特例に関する法律
案

昭和三十四年九月の風水害を受けた
漁業者の共同利用に供する小型の漁
船の建造に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八
月及び九月の風水害を受けた中小企
業者に対する固有の機械等の充払等
に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た地域における公衆衛生の保持に関
する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の風水害
を受けた社会福祉事業施設の災害復
旧費に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た都道府県の災害救助費に関する特
別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た者に対する母子福祉資金の貸付に
関する特別措置法案

中小企業信用保険公庫法の一部を改
正する法律案

昭和三十四年八月の水害又は同年八
月及び九月の風水害を受けた中小企
業者に対する資金の融通等に関する
特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た地域における失業対策事業に関す
る特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の風水害に
関する失業保険特例法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八
月及び九月の風水害に伴う公営住宅
法の特例等に関する法律案

昭和三十四年台風第十五号により災
害を受けた伊勢湾等に面する地域に
おける高潮対策事業に関する特別措
置法案

天災による被害農林漁業者等に対す
る資金の融通に関する暫定措置法の
一部を改正する法律案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た地方公共団体の起債の特例等に関
する法律案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た市町村職員共済組合の組合員に支
給する災害見舞金の額の特例に関す
る法律案

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨
による堆積土砂及び湛水の排除に関
する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八
月及び九月の風水害を受けた公立の
学校等の建物等の災害復旧に関する
特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の風水害
を受けた私立学校施設の災害復旧に
関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害に際し
災害救助法が適用された地域におけ
る国民健康保険事業に対する補助に
関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た地域における失業対策事業に関す
る特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た農林水産業施設の災害復旧事業等
に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た公共土木施設等の災害復旧等に関
する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の風水害
による任意共済に係る保険金の支払
等にあてるための資金の融通に関す
る特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八
月及び九月の風水害を受けた医療機
関の復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た者等に対する福祉年金の支給に関
する特別措置法案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

昭和三十四年八月の水害又は同年八
月及び九月の風水害を受けた事業協
同組合等の施設の災害復旧に関する
特別措置法案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

昭和三十四年九月の暴風雨により塩
害を受けた農地の除塩事業の助成に
関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の豪雨、
同年八月及び九月の暴風雨又は同年
九月の降ひよによる被害農家に対
する米穀の充渡の特例に関する法
律案

昭和三十四年十二月二日 参議院會議録第十三号 議長の報告 會議 請暇の件 黒いジェット機 ロッキードU2 に関する緊急質問

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた中小企業者に対する固有の機械等の充払等に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の水害に関する失業保険特例法

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び洪水の排除に関する特別措置法

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法

昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法

昭和三十四年八月及び九月の水害等による任意共済に係る保険金の支払等にあつてはの資金の融通に関する特別措置法

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法

同日本院は、文化財保護委員会委員に河井弥八君及び矢代幸雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は去る十一月二十五日逝去された元衆議院議長小山松寿君に対し、本院を代表して左の弔詞を贈呈した。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられた正三位勲一等小松松寿君の長逝に対し参議院を代表してつづしんで哀悼の意を表しうやうやくし弔詞をささげます

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 後藤 義隆君
外務委員 津島 壽一君
逓信委員 野坂 参三君
建設委員 須藤 五郎君
議院運営委員 鹿島 俊雄君
北畠 教真君
櫻井 志郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 津島 壽一君
外務委員 後藤 義隆君
逓信委員 須藤 五郎君
建設委員 野坂 参三君
議院運営委員 江藤 智君

同日委員長から左の報告書を提出した。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。 岡三郎君

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) 岡君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。 岡三郎君

○岡三郎君 拍子

○岡三郎君 たいだいま議題となりまして、なぞの黒いジェット機について国民の疑惑を解くため、私は日本社会党を代表して、総理及び関係各大臣に質問をいたしました。本問題は日本の独立と平和に重要な関連を持ち、日米安全保障条約、行政協定の内容運営について多くの疑惑を持たれており、政府の率直なる回答を期待してやまないものであります。

昭和三十三年四月より現在に至る二年有半、このロッキードU2ジェット機は、無標識のまま、隊記号もなく、日本の上空を飛行しておつた事実であります。無国籍の怪飛行機が、岸総理の日ごろ強調される独立日本の領土上空を飛び回つていたということより、これは明らかに領空侵犯と思われ

ますが、その後このなぞの飛行機がロッキードU2といわれ、米国籍のものであると、AP電あるいは厚木米空軍航空基地司令部より発表され、その任務は気象観測あるいは台風観測といわれておりますが、私の疑問とする点は、気象観測なり台風観測を主たる任務とするならば、なおさらのこと堂々と正規の標識をつけるべきであり、何をばはかるのかと申し上げねばならないこととあります。本問題の焦点はここにあるのであります。一九二二年十二月十一日に成立を見ましたヘーグ条約の批准は、わずかに日、英、オ

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○岡三郎君 この際、私は黒いジェット機 ロッキードU2 に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○田中茂穂君 私はただいまの岡三郎君の動議に賛成いたします。

昭和三十四年十一月二日 参議院會議録第十三号 黒いジェット機ロッキードU2に関する緊急質問

ランダ、フランス、イタリヤの五カ国であり、フランス、イタリヤの五カ国でありますが、標識をつけるという事は、国際慣行になつており、無国籍の飛行機は、日本の空を飛ぶ中でU-2のみと言つても過言ではないのであります。軍用機は標識をつけなくてはならないと、行政協定第五条の特例により日本の航空法の適用を除外されていゝることから無国籍でもよいとの昨日の衆議院の答弁では、一応ごまかせまいが、しかしこのことは、国際慣習を全く無視するものであり、ヘーグ条約に加盟する日本として、日本領土上空の治外法権はすみやかに是正されるべきであると思ひますが、再び前日の答弁を繰り返すならば、日本の上空は、今や、やみの時代と申しても私は過言ではないと思ひます。日本の空に何が飛んでいるのか知つたことではないと国民は済ましては貰いられないのであります。ロッキードU2ジェット機の特務任務は何か、独立国日本を強調する総理として、行政協定をすみやかに改め、標識をつける措置をとるべきと思ひますが、繰り返します。観測機ならば無国籍の必要はないと思ひますが、これでもなお無国籍の原則を認めるならば、その理由を、総理、外相から明確に申し述べてもらいたいと思ひます。

た民間人であると言つております。さらにA-P電は、同機は民間機で、軍用機ではないと伝えていられるのであります。しかるに、昨日の衆議院の答弁で、総理、藤山外相、橋本運輸相は、ロッキード・ジェット機は軍用機であると強弁しておられます。また、あいまいな答弁の中で、民間機ではないといふのがごとき答弁をしておられますが、昨年十月設けられた米航空宇宙局は大統領の直屬であり、米軍系統の部局でないといふことが、どういふことか。その所屬のU2ジェット機は、しよるか。米空軍ポハード中佐は、昨日、米戦略空軍の軍用機としてU2ジェット機は従事していないと申しております。この際、私は、米航空宇宙局所屬の飛行機は軍事目的に使用されておるのかどうか、西独、英国においては、ロッキードU2は無国籍であるのかどうか、特殊塗料を使つていゝのは在日のU2のみといはれてゐるが、この点はどうなつておるか、さらに米航空宇宙局の任務について、ロッキードU2は軍用機なのか民間機なのか、U2の性能を外務省はどう把握しておられるか、藤山外相の御回答を願ひたいのであります。

が日本の上空を飛ぶときは、軍用機を含めて、米軍ジョンソン基地内にある運輸航空局周川管制所に届け出なければならぬことになつておるが、ロッキードU2の正式届出はいつあつたか。届出があつたとすれば、なぜ無国籍のまま飛行しておるか。行政協定第五条の特例により云々といふ、その理由をもつておるのみでは国民の疑問は解消しないのであります。また、かりに知らなかつたとすれば、日本領土上空の責任を全く果たしておらぬことになり、運輸省の責任のみならず、政府の責任は重要と思ひます。さらに、昨日の飛鳥田氏に対する答弁として、行政協定によつて届出は必要なしと、こゝろいふに述べられておるが、ポハード中佐は入間川の管制所に届けてあるといふふうに申しておられます。この点も明確に食ひ違つておられます。が、運輸大臣の明確なる御回答を願ひたい。特に本飛行機のように、高度二万メートルともいわれ、上空に至れば発動機を停止してグライダーで滑空し、滑空時間は八、九時間、青黒い色の塗料は電波を反射し、電波探知機で捕捉しがいと申されておるが、運輸大臣はいつU2ジェット機を知つたか、お答えを願ひたい。

したのであります。ところが、この飛行機をめぐる各種の不気味な米軍人並びに民間米人の行動は、さまざまな波紋を描き、人々は恐怖心を抱いて遠ざかり、真相究明のないまま、濃い霧のうちに人々の心をくらべていゝたのであります。黒いジェット機の影響をとらへたのは、昭和三十三年四月横浜市戸塚区の松崎幸治さんでありましたが、一九五七年五月発行の航空情報七十一号にこの写真を発表された際、同人の留守中、米軍の憲兵と基地の米人が来訪し、家屋内を捜査したといふ事件が伝えられておりました。さらに十一月八日、「黒いジェット機」の放送終了後、松崎君が教育テレビのスタジオからの帰途、外人から問題になつてゐる飛行機の写真を三万円で購入しといふと申し出られたが、これを断つてゐる事実もあつたのであります。さらに藤沢に不時着した際、同所に居合わせた新日本グライダー理事長清水六之助氏は、以前から空を飛んでいたのは見ていたが、国籍マークや標識がなく、ジェット機とグライダーを兼ねたすばらしい飛行機だったが、秘密だといふ話を聞いていたので遠ざかつていたと言ひ、本問題に接觸するのを何か避けていた。不時着の当時の模様は、航空情報十一月号における「地に落ちた黒い天使」の表題で、その中で、すぐ米兵が来て、折柄グライダー練習をしていてかけつけた見物人たちを追つて、住所氏名を調べ上げるなどの警戒ぶりだったと述べ、このほか写真撮影を制止せられたり、あるいはフィルムを没収されたといはれておられます。事故発生後約一時間後に到着した藤沢警察署係官に対し、近寄ることを拒み、写

真撮影を制止したこと、またその後、横浜調達局員が被害状況を調査するにあつても同様の取り扱いを受けたこと、当時の米空軍機より下りた約十名の拳銃を携帯したアロハシャツの民間米人がとつた行為等は、明らかに日本人に対する人権と個人の自由の侵害であると思ひますが、総理、法務大臣、国家公安委員長の所見をお伺いしたいのであります。

特に米軍基地でない一般の飛行場で、日本人の行動が外国人によつて制約されるということ事態は、見のがすことは絶対にできないのであります。このような事柄については、政府のきざんたる抗議により明確にせられ、国民の主権を確立してもらわなくてはなりません。このような見解に対して、総理、藤山外相はいかなる措置をとられるか。

最後にお尋ねしたいのであります。ロッキードU2について総理が知られたのはいつごろでありましたか。新聞に発表されて以来のことではないかと思ひますが、在日米軍基地ないし日本の自衛隊にも国民の知らぬ何かが隠されてゐるのではないかと、国民の知らぬうちに秘密兵器が貯えられてゐるのかどうか。国民は、国の安全と平和、個人の生命財産を守るために、知らざる権利を持つてゐるのであります。国民のための政府であるならば、当然積極的に今回のU2についても同様であります。国民に知らせる義務が政府にあると私は思ひます。なぜ政府は国民に積極的に説明しないのか。日本に原爆は持ち込まないと総理がいかに言明されても、国民は疑惑を深めるだけであり、あなた憲法

解釈を通じての国民に与えた不信、二百億の国費を資料もなく気前よく払うベトナムの賠償、一千億に上る戦闘機ロッキード決定までのいきさつ、特に昨日のワシントン・ロイター電によりまするといふと、米空軍スポークスマンは、今回決定されたロッキードF104は米空軍の防衛体制には合わなくなつたといふことで取りやめる。コンペアF106に切りかえるといふ報道があります。この点はどうですか。日米安全保障条約改定交渉に見る秘密主義等々、あければ限りが無い問題が山積しております。軍事基地をめぐる国民の疑惑について、ロッキードU2、無国籍、無国籍、無記号のこの飛行機が、気象観測機といわれるが、このジェット機の任務、無国籍を続ける意図等、国民の疑問に総理の率直なる答弁を求め、私の質問を終わりたいと思ひます。

(拍手)

〔国務大臣(岸信介)君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介)君 黒いジェット機U2に関する御質問でございますが、これは御指摘にもありましたように、米大統領の直轄するところの米航空宇宙局に所属する気象観測機でございます。日本におきましては在日米空軍の管理下に置かれておるものであります。こゝろに意味を以て、この目的が高々度の気象観測機でありまして、いわゆる狭義の意味の軍用機といふことは適当でなからうと思ひます。しかしながら、これを純然たる民間機と見ることはできないのは、今申すように、宇宙局に所属しておるものであります。米軍の管理下に置かれておるものであります。従つて、行政協定その他の取り扱いにおきまして特別の

取り扱いを受けるということになつておられます。

それから、国籍標示の問題に關して御援用になりましたヘグ条約の問題は、御承知の通り空戦法規の条約でございます。これはまだ条約として成立しておるわけではございませんで、委員会の案程度のものではございません。従つて、これが効力を今日持つておつて、それを根拠として云々といふことはできない状況にあります。

また、国籍慣行の問題でございますが、これについては、いろいろ学説等を調べてみましても、そういう国籍慣行が成立しておるといふことは、今日の状況ではまだ申し上げることはできないと、こゝろ思ひます。

なお、藤沢飛行場に不時着いたした際の米軍人あるいは米人の行動等につきましても、私は詳しく承知いたしております。従つて、これは所管の大臣よりお答えをすることにいたします。

以上のごとく、U2に關する問題は、この不時着以來いろいろの論議が行なわれておりますが、今私がお答えを申し上げましたような性格のものであり、従つて、日本におきましてこのいろいろな取り扱いについて他の民間飛行機や何かと違ふことは、これは行政協定及び特別に關する法規上やむを得ないところでございます。(拍手)

〔国務大臣(藤山愛一郎)君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤山愛一郎)君 お尋ねの飛行機は米航空宇宙局に所属してあります航空機でありまして、在日米空軍の管轄下にございまして、従いまして、日米行政協定第五条に基づき日本

に入つてきておるのであります。このU2型は本邦において気象観測をいたしておるわけではございません。この飛行機は米国の他の国の雑誌にも現れておりますので、別段秘密機ではないように思つております。また、その性能をどういふふうか理解しているかといふお話をございしますが、その性能は、ロッキード会社製作でありまして、最高速度〇・七五マッハ、実用上昇限度二万ないし一万八千メートル、滞空時間八、九時間、幅二十七メートル四十三、全長十三メートル七十二と聞いております。その任務は高空におきます気象観測であると存じております。また、搭乗員は軍人ではございせんけれども、軍属でありまして、当該機は在日米軍の管理下において運航されております。この飛行機である点において、在日米軍が法律上の責任を持ち、行政協定第八条第三項が適用されるわけではございません。なお、黒く塗つておりますのは腐蝕を防止するためだといふふう聞いております。西独、英法等においてこれらの飛行機がどういふ状況にあるかといふことは私も存じておりません。なお、尾翼に番号をつけておりますが、御承知のようには、航空気象の委員会ができません。航空諮問委員会—NACAに属してございまして、それが航空宇宙局—NASAに変わりました。その際に標識をつけていなかったといふことでありますけれども、この標識がついていないといふことが疑念を起してございまして、私ども今後米側と話し合いをいたしまして、もつとは

きりするようによつて要請したいと考へております。なお、この飛行機が標識をつけるつけないといふ問題につきましては、民間航空機は御承知の通りICAOの規定によりまして、第二十条によりまして標識をつけることになつておりますけれども、ICAOの規定によりまして、第三条で国の飛行機ははさされております。また、たゞいま御指摘になりました一九二二年の空戦法規の問題でございますが、この点は、十二年の十二月に、ロンドンに六カ国が寄りまして委員会を作つて討議をいたしました。その結論を得ない、同時に、総会においても疑問があるといふことで、結論を得ておりません。従つて、その法規が各国で承認されておらないので、国際慣行上は、現在、この飛行機はつけなくても、別段国際慣行上違反をいたしてゐるといふわけではございません。(拍手)

〔国務大臣(橋本渡波)君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本渡波)君 問題の航空機は、さいせん総理及び外務大臣から答えましたように、米軍から防衛庁に入りました公式の情報等によりまして、大統領直轄の航空宇宙局に所属してございまして、在日米軍の管理下に運航されておるものであります。日米行政協定第五条の「合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航される」飛行機に該当するものであります。一般の外国航空機が日本に出入する場合は、規定によりまして運輸大臣の許可を要し、また、日本領空を飛行する場合は、同じく航空法の規定により、国籍登録記号等を標示しなければならぬことになつておりますが、さきに述べた行政

協定第五条の航空機については、日米行政協定及び日米協定の実施に伴う航空法の特例に關する法律によつて、当該規定の適用が除外されておるのであります。本年の七月一日に航空交通管理本部が日本側に移管されましたが、それ以前のことには知りません。日本の領空を飛行する場合の飛行機は、航空交通管制上、計器飛行の状態におきましては、高空を飛行する場合においても航空交通管制本部の承認を要して飛行する場合には、航空交通管制本部の承認は必要としなかつたことになつておるのであります。従いまして、七月以降、当該航空機が航空交通管制本部の承認を請求したことはありせん。(拍手)

〔国務大臣(井野碩哉)君登壇、拍手〕

○国務大臣(井野碩哉)君 黒いジェット機の事件につきましては横浜検察庁から時々報告を受けておりますが、今までの報告では人権侵犯の事実ありとは認められせん。(拍手)

〔国務大臣(石原幹市郎)君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原幹市郎)君 お答えいたします。

普通、交通事故や航空機墜落等の場合には、警察官が臨場いたしました。警備に当たることになつておるのであります。米軍が管理する飛行機の墜落の場合等には、日米両当局が現場の警備に当たることになつております。去る九月二十四日の事故につきましても、藤沢警察署におきまして米軍当局とともに墜落現場の警備に当たつたのであります。米軍関係者に違法事件があらば、法に基づいて阻止することにやぶさかでないのであります。米軍

関係者に違法行為があったという証拠は現在のところ発見されておりません。また、お話の横浜の松崎幸治氏が米軍から家宅捜索を受けたということにつきましても、松崎氏に事情を聴取したのでありますが、そのような事実はないと本人が答えておる次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中	在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル	リスボン	を
	在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル	リスボン	を
	在ギリシヤ日本国大使館	ギリシヤ	アテネ	に改め、
	在ギリシヤ日本国公使館	ギリシヤ	アテネ	を削り、
	在ハンガリー日本国公使館	ハンガリー	ブダペスト	を
	在ハンガリー日本国公使館	ハンガリー	ブダペスト	を
	在ルーマニア日本国公使館	ルーマニア	ブカレスト	に、
	在ブルガリア日本国公使館	ブルガリア	ソフィア	に、
	在カサブランカ日本国総領事館	モロッコ	カサブランカ	を
	在カサブランカ日本国総領事館	モロッコ	カサブランカ	を
	在マニラ日本国総領事館	フィリピン	マニラ	に

改める。
(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)
第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

まず委員長の報告を求めます。外務委員会理事井上清一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年十月三十一日
内閣総理大臣 岸 信介

附則第七項中「在チェコスロヴァキアの各日本国大使館」の下に「並びに在ハンガリー、在ルーマニア及び在ブルガリアの各日本国公使館」を加える。

別表大使館の項中

六二七〇	五四〇〇	四七〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二八七〇	二四〇〇	二〇〇〇	一六〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	八三〇〇	七三〇〇
ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル	ポルトガル
二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇
二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇

に改め、同表公使館の項中

三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ	ギリシヤ
二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇
二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇

三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ	カサブランカ
二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇
二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇

この法律は、公布の日から施行する。

○井上清一君登壇、拍手
「井上清一君登壇、拍手」
ただいま議題となりまして、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

新設すること、なお、ギリシヤがわが国に初めて大使館を設置する措置をとったことに対応して、在ギリシヤ公使館を大使館に昇格することの必要を認め、その法的措置として、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正しようとするものであります。第二点は、このような在外公館及び公使館に設置された在ハンガリー公使館に勤務すべき外務公務員の在勤俸の支給額を設定するため、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、マニラ総領事館設置の理由、共産圏諸国に勤務する外交官の心がまえ、外交官の研修養成方針、ブルガリア、ルーマニア等、東欧諸国の経済、軍事情勢等につき質疑が行なわれましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

委員会は十二月一日討論採決を行ないました結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認められます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

昭和三十四年十二月二日 参議院會議録第十三号 法人税法の一部を改正する法律案

まず委員長の報告を求めます。大蔵委員理事山本米治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年十一月二十七日

衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「前五項」を「前六項」に改め、同條第五項の次に次の一項を加える。

前項の規定の適用がない場合において、第十八條、第十九條第一項ただし書、第二十一條又は第二十二條の二の規定による申告書に記載すべき事項を記載した第二十三條の規定による申告書を含む。を提出した法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた損金のうち、震災、風水害、火災その他命令で定める災害により商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな卸をなすべき資産又は固定資産(これに準ずる命令で定めるものを含む。)につき生じた損失の金額(保

険金、損害賠償金等により補はんされた金額を除く。)で命令で定めるものは、第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。ただし、当該損金の生じた事業年度について第十八條、第二十一條又は第二十二條の二の規定による申告書(これらの申告書に記載すべき事項を記載した第二十三條の規定による申告書を含む。)に当該損失の金額に關する事項を記載して提出し、かつ、その後において連続してこれらの申告書を提出している場合に限る。

第九條の三中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

第十二條の二第五項中「第九條第七項」を「第九條第八項」に改める。

第十七條第一項、第十九條第九項、第二十條第四項及び第二十六條第四項中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法第九條第六項の規定は、昭和三十四年一月一日以後に生じた同項に規定する震災、風水害、火災その他命令で定める災害による法人(同法第一條第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の損失の金額について適用する。

3 次に掲げる法人は、改正後の法人税法第九條第六項の規定の適用を受けようとするときは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、政令で定めるところにより、前項の災害による損失の金額

に關する事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなればならない。

一 この法律の施行前に、当該災害による損失の生じた事業年度について法人税法第十八條、第二十一條又は第二十二條の二に規定する申告書(これらの申告書に記載すべき事項を記載した同法第二十三條に規定する申告書を含む。)を提出している法人

二 この法律の施行の日から起算して四月以内に、当該災害による損失の生じた事業年度について前号に規定する申告書を提出した法人で、当該申告書に当該損失の金額に關する事項を記載しなかつたもの

4 前項の書類を提出する法人で、その提出前に、第二項の災害による損失の生じた事業年度後の事業年度について法人税法第十八條、第十九條第一項ただし書、第二十一條又は第二十二條の二の規定による申告書(同法第十八條、第二十一條又は第二十二條の二の規定による申告書に記載すべき事項を記載した同法第二十三條の規定による申告書を含む。)を提出しているものは、改正後の法人税法第九條第六項の規定の適用により当該事業年度の所得金額又は法人税額について異動を生ずることとなつたとき(同法第二十四條の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることができるときを除く。)は、政令で定めるところにより、当該書類の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、同法第二十九

條第一項又は第三十一條第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

5 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第八條中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

6 資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項及び第五十六條第一項中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

第五十七條第一項中「第九條第五項」の下に「及び第六項」を加える。

7 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十九條第三項中「第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入)」を「第九條第五項又は第六項(繰越損金の損金への算入)」に改める。

8 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

〔山本米治君登壇、拍手〕

個人及び法人についての欠損繰り越し控除制度は、従来、青色申告者に限って認められておりましたが、災害によつて生じた損失は他の損失と事情を異にするものと考えられますので、本年四月の税制改正において、とりあえず、白色申告者の多い個人について、災害により、たな卸資産等の損失を生じた場合に、その損失を三年間繰り越すことを認めることとし、法人については、その大部分が青色申告者であること等の理由から、個人の場合に比較して緊要性が少ないものとして見送られたのであります。しかし、今回の大災害を機会に、被災法人の事業復旧に寄与することを期待して、白色申告法人についても、震災、風水害、火災等により、たな卸資産、固定資産等について損失を生じ、その事業年度に欠損を生じたときは、その欠損金のうち、災害によつて生じた損失の金額に限って、青色申告法人の場合と同様、五年間の繰り越し控除を認めようとするものであります。なお、この制度は本年一月一日以後に生じた災害について適用することにいたしております。

本案審議においては、被災者に対する災害減免法、雑損控除の現行救済規定は、条件が苛酷過ぎ実情に即しないと思われるから再検討すべきではないか、法人と個人との繰り越し期間が異なるのはいかなる理由によるものか等について質疑応答がかわされましたのであります。その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

○山本米治君 ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

個人及び法人についての欠損繰り越し控除制度は、従来、青色申告者に限って認められておりましたが、災害によつて生じた損失は他の損失と事情を異にするものと考えられますので、本年四月の税制改正において、とりあえず、白色申告者の多い個人について、災害により、たな卸資産等の損失を生じた場合に、その損失を三年間繰り越すことを認めることとし、法人については、その大部分が青色申告者であること等の理由から、個人の場合に比較して緊要性が少ないものとして見送られたのであります。しかし、今回の大災害を機会に、被災法人の事業復旧に寄与することを期待して、白色申告法人についても、震災、風水害、火災等により、たな卸資産、固定資産等について損失を生じ、その事業年度に欠損を生じたときは、その欠損金のうち、災害によつて生じた損失の金額に限って、青色申告法人の場合と同様、五年間の繰り越し控除を認めようとするものであります。なお、この制度は本年一月一日以後に生じた災害について適用することにいたしております。

個人及び法人についての欠損繰り越し控除制度は、従来、青色申告者に限って認められておりましたが、災害によつて生じた損失は他の損失と事情を異にするものと考えられますので、本年四月の税制改正において、とりあえず、白色申告者の多い個人について、災害により、たな卸資産等の損失を生じた場合に、その損失を三年間繰り越すことを認めることとし、法人については、その大部分が青色申告者であること等の理由から、個人の場合に比較して緊要性が少ないものとして見送られたのであります。しかし、今回の大災害を機会に、被災法人の事業復旧に寄与することを期待して、白色申告法人についても、震災、風水害、火災等により、たな卸資産、固定資産等について損失を生じ、その事業年度に欠損を生じたときは、その欠損金のうち、災害によつて生じた損失の金額に限って、青色申告法人の場合と同様、五年間の繰り越し控除を認めようとするものであります。なお、この制度は本年一月一日以後に生じた災害について適用することにいたしております。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 議員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、黒いジェット機ロッキードU2に関する緊急質問

一、日程第一 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、日程第二 法人税法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員
杉山 昌作君 石田 次男君
市川 房枝君 小平 芳平君
須藤 五郎君 岩間 正男君
加賀山之雄君 林田 正治君
森 八三一君 手島 栄君
安部 清美君 奥 むめお君
北條 簡八君 野本 品吉君
三木與吉郎君 秋山俊一郎君

上原 正吉君 佐藤 尚武君
天坊 裕彦君 大竹平八郎君
苔米地英俊君 岩沢 忠恭君
大谷 登潤君 近藤 鶴代君
村上 義一君 竹中 恒夫君
辻 政信君 千田 正君
太田 正孝君 笹森 順造君
黒川 武雄君 泉山 三六君
杉原 荒太君 山本 杉君
谷村 貞治君 天竺 良吉君
米田 正文君 鋼島 直紹君
谷口 慶吉君 村山 道雄君
鳥島徳次郎君 徳永 正利君
村上 春藏君 前田 久吉君
仲原 善一君 松野 孝一君
稲浦 虎藏君 佐藤 芳男君
吉江 勝保君 後藤 義隆君
江藤 智君 柴田 栄君
塩見 俊二君 岡崎 真一君
古池 信三君 武藤 常介君
田中 啓一君 松平 勇雄君
山本 米治君 小林 武治君
田中 茂穂君 館 哲二君
村松 久義君 堀 末治君
藤野 繁雄君 追水 久常君
高橋進太郎君 吉武 恵市君
永野 護君 下條 康麿君
林屋亀次郎君 小林 英三君
寺尾 豊君 大野木秀次郎君
前田佳都男君 横山 フク君
田中 清一君 櫻井 志郎君
櫻井 三郎君 岸田 幸雄君
北島 教真君 二見 甚郷君
井川 伊平君 石谷 憲男君
植垣弥一郎君 中野 文門君
増原 恵吉君 平島 敏夫君
勝俣 稔君 山本 利壽君
鈴木 恭一君 最上 英子君
佐野 廣君 柳木 亨弘君

青柳 秀夫君 井上 清一君
大谷 登雄君 重政 庸徳君
安井 謙君 小柳 牧衛君
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 木内 四郎君
紅露 みつ君 重宗 雄三君
堀木 鎌三君 野村吉三郎君
一松 定吉君 木村篤太郎君
大森 創造君 豊瀬 禎一君
鶴園 哲夫君 野上 元君
米田 勲君 山本伊三郎君
小柳 勇君 大矢 正君
森中 守義君 川上 為治君
藤田藤太郎君 相澤 重明君
占部 秀男君 大川 光三君
岡村文四郎君 上林 忠次君
木下 友敬君 平林 剛君
久保 等君 岡 三郎君
梶原 茂嘉君 近藤 信一君
大倉 精一君 松澤 兼人君
相馬 助治君 木暮武太夫君
中田 吉雄君 小酒井義男君
佐多 忠隆君 光村 甚助君
野田 俊作君 湯澤三千男君
藤田 進君 中村 順造君
安田 敏夫君 千葉千代世君
北村 暢君 横川 正市君
鈴木 強君 坂本 昭君
鈴木 壽君 伊藤 顕道君
田上 松衛君 田畑 金光君
亀田 得治君 加瀬 完君
阿具根 登君 椿 繁夫君
大和 与一君 矢嶋 三義君
成瀬 橋治君 小笠原三三男君
松浦 清一君 阿部 竹松君
高田なほ子君 小林 孝平君
荒木正三郎君 田中 一君
東 隆君 羽生 三七君
千葉 信君 吉田 法晴君

栗山 良夫君 内村 清次君
棚橋 小虎君
國務大臣 岸 信介君
内閣総理大臣 井野 碩哉君
法務大臣 藤山愛一郎君
外務大臣 樺橋 渡君
運輸大臣 石原幹市郎君
國務大臣
政府委員
法制局長官 林 修三君
外務省アメリカ局長 森 治樹君
大蔵政務次官 前田佳都男君

参議院会議録第十二号中正誤
ハシ段 行 誤 正
二三一八八(第三十一)回国会内閣提出案議院送付
二三一八九(第三十一)回国会内閣提出案議院送付
二三一九〇(第三十一)回国会内閣提出案議院送付
二三一九一(第三十一)回国会内閣提出案議院送付

昭和三十四年十二月二日 参議院會議録第十三号

一六四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価	一部	十五円
<small>(但し良質紙は二十円)</small>		
<small>(郵送料共)</small>		
発行所	東京都新宿区市谷本村町一五	
	大蔵省印刷局	
	電話九段局三二五六号	